

- ② 介護サービスに従事する者として、介護関係業務の未経験者（新規学卒者を除く。）を雇用保険一般被保険者（短時間労働者を除く。）として雇い入れ、一定期間定着させた場合に、介護未経験者確保等助成金により助成する。
- ③ 介護労働者の作業負担軽減や腰痛対策のため、事業主が移動用リフトその他の介護福祉機器について、導入・運用計画を提出し、都道府県労働局の認定を受けて導入・運用した場合に、その所要経費の一部を介護労働者設備等整備モデル奨励金により助成する。
- ④ 介護関係事業主が、キャリアアップ、待遇改善等のための各種人事管理制度の導入又は見直しを行い、かつ、採用・募集、健康管理等の雇用管理改善事業を実施した場合に、その費用の一部を介護雇用管理制度等導入奨励金により助成する。
- ⑤ 介護関係事業主団体や市町村等に対して、人材確保対策、各種の雇用管理改善対策、介護労働への理解・関心を高めるための事業等を委託して実施する。

第462(3)「今般の」や「平成18年の」よりも、「確立」の上に「、個々人のキャリア形成」や、「能力開発」の上に「及びその支援」や「活用した委託訓練等により」や「活用し、離転職者等の安定的な雇用の実現に向けて」など、「育成対策」や「効果的な職業訓練」がある。

第462(2)「教育訓練講座等」や「教育訓練講座」がある。

第462(2)の次に次の(3)がある。